



SuMi TRUST 年金ニュース



(平成29年2月15日)

三井住友信託銀行 年金企画部

第1回 社会保障審議会企業年金部会 確定拠出年金の運用に関する専門委員会の開催について

平成29年2月14日、第1回 社会保障審議会企業年金部会 確定拠出年金の運用に関する専門委員会が開催されました。

本専門委員会は、昨年6月14日に開催された第18回社会保障審議会企業年金部会にて同部会の下に設置することが報告されていたものであり、今後、「確定拠出年金の指定運用方法の選定基準」や「運営管理機関が提示する運用の方法の上限数」等について議論されていくこととなります。

I 議題

- (1) 委員長の指名等について
- (2) 社会保障審議会企業年金部会確定拠出年金の運用に関する専門委員会運営規則について
- (3) 過去の議論の整理について
- (4) その他

II 資料等

当日配布された資料は以下のとおりです。

- ・ 第1回議事次第

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000151489.pdf

- ・ 資料1：社会保障審議会企業年金部会確定拠出年金の運用に関する専門委員会について

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000151493.pdf

- ・ 資料2：社会保障審議会企業年金部会確定拠出年金の運用に関する専門委員会委員名簿

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000151507.pdf

- ・ 資料3：社会保障審議会企業年金部会確定拠出年金の運用に関する専門委員会運営規則

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000151511.pdf

- ・ 資料4：確定拠出年金における運用の改善について（運用商品提供数の上限・指定運用方法の基準）

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000151510.pdf

- ・ 参考資料：社会保障審議会関係法令・規則

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000151513.pdf

(参考) 厚生労働省 社会保障審議会（確定拠出年金の運用に関する専門委員会）のHP

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=413946>

III 概要

- 議題「過去の議論の整理について」の中で、事務局より以下の論点が示されました。これに対して、複数の委員より「商品本数の数え方」や「実務を踏まえた除外の方法」についても論点となるとの意見等がありました。

運用商品提供数の上限のあり方の論点

- 確定拠出年金の加入者が自ら主体的に運用商品の選択を行うようにするため、運用商品の提示はどうか。そしてそれを踏まえ、提示する運用商品の本数（上限）のあり方について、どのように考えるか。
（「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」で示された視点等）
 - ・ 現在の提供数
 - ・ 加入者の選好を阻害しないこと
 - ・ 実際に商品が提供されている現場の状況を十分に勘案 等
- なお、企業型確定拠出年金と個人型確定拠出年金との関係について、共通の考え方で整理するか、それぞれで検討するか。

指定運用方法の基準のあり方の論点

<改正法の規定>

- 「長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図るためのものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものでなければならない」（改正後の確定拠出年金法第二十三条の二第二項）
- 「長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図るためのもの」として、どのような指定運用方法のあり方が考えられるか。
（参考：「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」で言及された視点等）
 - ・ 一定の基準に基づいた分散投資効果が見込まれる運用商品を設定することを努力義務とする
 - ・ 商品の手数料等のあり方
 - ・ 元本確保型商品に対する規制
 - ・ その他
（リスク性のある運用資産の設定が進んだ場合の事業主訴訟リスクへの懸念等）

- 委員長より今後の議論の進め方について、以下のとおり提案があり、了承されました。
 - ・ 事務局にて、各委員から出された意見を踏まえた論点整理を行うこと
 - ・ 次回以降の専門委員会にて関係団体のヒアリングを実施すること
 - ・ 関係団体のヒアリングの後、委員会にて議論を深め、とりまとめを行うこと
- なお、次回専門委員会の日程については、各委員のスケジュールを調整した上で決定すると事務局から報告がありました。

以上

本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金企画部 [電話番号] 03-6256-3581